主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立の理由は末尾添付のとおりである。

しかし当裁判所は、前記判決の内容に誤あることを発見しないので刑訴四一七条 一項により主文のとおり決定する。

この裁判は、裁判官全員の一致した意見によるものである。

昭和三三年七月二日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田		中	耕	太	郎
裁判官	小		谷	勝		重
裁判官	島					保
裁判官	斎		藤	悠		輔
裁判官	藤		田	八		郎
裁判官	河		村	又		介
裁判官	入		江	俊		郎
裁判官	池		田			克
裁判官	垂		水	克		己
裁判官	河		村	大		助
裁判官	下	飯	坂	潤		夫
裁判官	奥		野	健		_
裁判官	高		橋			潔